

## 麻布大学同窓会会長選任規程

### (目的)

第1条 この規程は、麻布大学同窓会会則（以下「会則」という。）第11条第1項ただし書きに基づき、麻布大学同窓会会長（以下「会長」という。）の選任を円滑に進めることを目的とする。

### (選挙管理人)

第2条 前条の目的を達成するため、選挙の都度、選挙管理人を置く。

- 2 選挙管理人は、会則第5条第1号に規定する正会員の中から2名を代議員会において選任し、会長が委嘱する。
- 3 選挙管理人は、会長選挙の被選挙権を有しないものとする。
- 4 選挙管理人は、会長選挙の実施に関する事項を掌理する。
- 5 選挙管理人の任期は、当選人の決定又は理事会における候補者の選考をもって終わる。

### (選任の方法)

第3条 会長の選任は、会則第21条に規定する代議員会に出席した代議員の直接投票により行う。ただし、委任状による投票は、認めないものとする。

### (公示)

第4条 選挙管理人は、会長選挙の代議員会開催日（以下「選挙日」という。）から起算し、40日前までに部会代表及び各支部長あて公示するものとする。（様式第1号）

- 2 前項の公示は、本会のホームページに公開する。

### (候補者の要件)

第5条 会長の候補者は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 会則第5条1号に規定する正会員であって、会則第6条第2項に規定する維持会員歴が10年以上あること。
- (2) 会則第12条第2項に定める任務が全うできる者であること。
- (3) 候補者は、3名以上の会則第10条に規定する理事又は会則第15条第1項に規定する代議員の推薦があること。

### (候補者の届出)

第6条 候補者の届出は、立候補者本人が、選挙日の20日前までに、立候補届（様式第2号）、候補者推薦届（様式第3号）及び選挙公報（様式第4号）を郵送又はファックスにより選挙管理人へ届け出るものとする。

### (候補者の公表)

第7条 選挙管理人は、前条に定める期日までに届出のあった候補者の選挙公報を、選挙日の10日前までに当該代議員に通知し公表する。

### (投票の方法)

第8条 投票は、候補者の氏名が印字された投票用紙（様式第5号）による択一式、無記名投票とし、出席代議員1名につき1投票とする。

### (開票)

第9条 開票は、投票終了後直ちに行うものとする。

### (開票の立会人)

第10条 開票に当たって会議の議長は、出席代議員の中から、2名以上の開票立会人を指名する。

2 開票立会人は、開票を監督し、その開票に関して生じた疑義を処理する。

(投票の無効)

第 11 条 次の各号による投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を使用しなかったもの
- (2) 複数の候補者に○印を記入したもの
- (3) ○印以外の記号等を記入したもの
- (4) ○印が著しく枠外にはみだしているもの
- (5) 投票用紙に何ら記載のないもの
- (6) 会議の議長によって投票の終了が告げられるまでに投票されなかったもの

(開票結果)

第 12 条 有効投票の過半数を得たものを当選人とする。

2 得票数がいずれの候補者も過半数に満たない場合は、得票数の最上位者と次位者による決選投票を行う。

3 決選投票の結果、最多得票者を当選人とする。ただし、得票数が同一の場合は、抽選により当選人を決定する。

(無投票当選)

第 13 条 候補者が 1 名の場合は、無投票とし当該候補者を当選人とする。

(候補者がいない場合)

第 14 条 候補者がいない場合、選挙管理人は理事会にその旨報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた理事会は、候補者を選考するものとする。

3 前項の候補者には、第 3 条から第 13 条の規定を適用しないものとし、代議員会の議を経て会長を決するものとする。

(規程の改正)

第 15 条 この規程の改正は、代議員会の議決により行う。

附 則

平成 23 年 5 月 21 日から施行する。

附 則

平成 25 年 5 月 25 日に改正し、施行する。

附 則

平成 28 年 6 月 4 日に改正し、施行する。